

平成 30 年度人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の企画編集業務に係る委託事業者選定プロポーザル実施要項

1 委託業務概要

(1) 委託契約期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日（日）まで

(2) 委託内容

人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の企画編集業務。詳細は仕様書を参照すること。

※ 市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えることを目的として年 2 回（5 月号及び 12 月号）発行するもの。平成 26 年 12 月に創刊。

(3) 予算上限額

1,320 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 発注者

京都市

3 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 京都市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づき、現に入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 京都市公契約基本条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する市内中小企業であること。
- (4) 今までに本委託業務と同等の業務を受託した実績があること。

4 手続等

(1) 提出書類

ア **見積書** 1 部

イ **企画案**（1 案以上） 6 部

(ア) 誌面構成案

A4 版 12 ページで構成し、提案すること。

(イ) 著名人インタビュー案

「京都市人権文化推進計画（平成 27 年 2 月策定）」に掲げる各重要課題の中から 2 つを選択し、選択した各重要課題についてそれぞれ 3 人以上、インタビュー候補者を提案すること。

(例)「高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり」A 氏, B 氏, C 氏

「女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり」D 氏, E 氏, F 氏

※ インタビュー候補者については、過去の実績等に鑑み、依頼可能な候補を選定し、その可能性に応じて、過去の実績から「A インタビューがほぼ確実に依頼できる」、「B インタビューが可能であると考えられる」、「C インタビューが可能であるかは不明である」の 3 段階で評価するとともに、A 又は B に該当する候補者については、その理由を記入すること。

(参照「京都市情報館」<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000177981.html>)

(ウ) 企業の取組の紹介案

京都市内の企業の中から 3 社以上について、それぞれの企業の人権に関する先駆的な取組の紹介を提案すること。

(例) A 社「ワーク・ライフ・バランス」、B 社「CSR」、C 社「障害者雇用」

ウ **デザイン案**（1 案以上） 6 部

表紙及びその他のページについて、デザイン案を 1 案以上提出すること。

エ **過去にインタビューを行った著名人及び企業の一覧** 6 部

オ **過去に行った著名人インタビュー記事** 6 部

人権に関するインタビュー記事が望ましいが、異なるテーマに関する記事でも可。

カ **過去に企画編集したパンフレット・冊子等** 1 部

人権に関するパンフレット・冊子等が望ましいが、異なるテーマに関するものでも可。

キ **自社の人権尊重に係る取組の資料等** 6部

自社で行っている人権尊重に係る取組や自社の人権に対する考えについて、文書等にまとめて提出すること。(様式は任意)

(2) **提出期限**

平成30年7月5日(木)午後5時厳守

(3) **提出場所**

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル8階
京都市 文化市民局 暮らし安全推進部 人権文化推進課 (担当: 山下, 小原)
(TEL:075-366-0322, FAX:075-366-0139)

(4) **提出方法**

提出場所に直接持参

(5) **その他**

提出時、企画案に関するヒアリング(30分程度)を実施するため、提出日時については事前に人権文化推進課と調整すること。

5 審査の概要

(1) **審査項目**

以下のア～カの項目について、それぞれに記載する視点に基づく審査をする。なお、参加者が一人のみであってもプロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

	評価項目	評価基準	配点
ア	企画力	本誌の趣旨を理解し、適切な著名人や企業を挙げているか。	5
		普段、人権に興味を持たない人(特に若年層)が興味を持つような企画内容か。	5
イ	デザイン	幅広い読者に対して読みやすいデザイン及びレイアウトになっているか。	5
		ユニバーサルデザインに配慮されているか。	5
ウ	文章力	幅広い読者にとって分かりやすい文章が書けるか。	5
エ	実績	企画内容を十分に実現できるか。	5
オ	自社での人権尊重に関わる取組	本誌の企画編集に携わる企業にふさわしい、人権尊重に関する取組が自社でなされているか。	5
カ	見積金額	5点×(1-提示価格/予算上限額) ※少数点以下は切り捨てる。 ※予算上限額を上回る場合は失格とする。	5
合計			40

(2) **審査を行う者**

受託候補者の選定に当たって、審査を行う者を次のとおり定める。

文化市民局 暮らし安全推進部 人権文化推進課 人権啓発担当課長
〃 〃 〃 人権啓発係長
〃 〃 〃 担当職員 ほか 計6名

(3) **受託候補者の選定**

審査を行う者が、上記審査項目に基づき採点を行い、その最も高い合計点を得た参加者を受託候補者として選定する。なお、評価点数が同等の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

ただし、得点が240点満点(40点×6名)の7割以下の場合、いずれの参加者も採用しないこととする。

(4) 審査結果

平成 30 年 7 月中旬（予定）に参加事業者全員に対して、審査結果、参加事業者及び評価点について書面にて通知するほか市ホームページに掲載する。

6 質問

本件に関して、質問等がある場合には、以下のとおり受け付ける。

(1) 提出方法

電子メール又は F A X で、京都市 文化市民局 くらし安全推進部 人権文化推進課（担当：山下，小原）まで提出すること（様式自由，メールアドレス：jinken@city.kyoto.lg.jp）。

(2) 受付期限

平成 30 年 6 月 15 日（金）午後 5 時まで

(3) 回答

質問の回答は、質問内容及び回答内容を取りまとめたうえで、平成 30 年 6 月 22 日（金）までに参加事業者全員に電子メールで送信する。

7 委託契約について

受託候補者と結ぶ委託契約については、以下の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正等

委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで委託契約を締結する。採用された提案内容は契約締結時に修正、変更を加える場合がある。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 仕様書

別紙のとおり

(4) 契約書

受託者候補者に対して別途作成し、提示する。

(5) 成果物及び構成素材に関する知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本事業に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て京都市に帰属することとする。

8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とする。

- (1) 応募者が応募受付日から委託契約締結日までの間に、「3 プロポーザル参加資格」の条件に該当しなくなった場合
- (2) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- (3) 提出書類の記載内容に虚偽又は実現不可能な内容が認められた場合
- (4) 委託契約締結時の受託希望価格が予算上限額（1 委託業務概要-(3)）の上限を上回っている場合

9 その他

- (1) 本プロポーザルに関して、提出書類の作成・提出に要する経費は提出者の負担とする。
- (2) 全ての提出書類は返却しない。
- (3) 見積書については、消費税及び地方消費税を含んだ価格で提出すること。
- (4) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (5) 本要項に定めのない事項については、京都市と受託者とが協議のうえ、決定することとする。